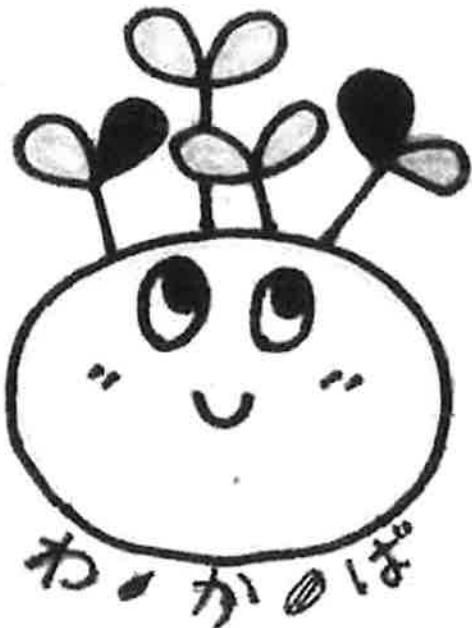


令和7年度

社会福祉法人 福島福祉施設協会
福島わかば保育園

(重要事項説明書)



は　じ　め　に

社会福祉法人 福島福祉施設協会 福島わかば保育園では、「子どもの最善の利益のため、その人権を尊重し、保護者と地域と共に、豊かな人間性と生きる力をはぐくみます」の保育理念のもと、一人ひとりのお子さんを大切にし、心豊かに楽しく生活できるよう保育をしていきます。

家庭を離れての保育園生活は、お子さんにとっても保護者の皆様にも心配なことがあると思います。保育園は、家庭的で親しみのある、ゆったりとして安心感のもてる雰囲気をつくり、その中で子どもたちが、健全な心身の発達を図れるよう支援していきます。

これからお子さんは、家庭と保育園という二つの場所で生活をしていくことになります。お子さんが喜んで登園し保育園生活を楽しむことができるよう、家庭と保育園が連携をとり合いながら、子どもの成長を応援していきましょう。

【保育園と家庭の役割】

保育園では………保育に関わる大人やたくさんの友だちと遊んだり生活したりする中で、多くのことを学んでいきます。

家庭では………家族との温かいふれあいや、地域社会とのつながりの中で、生活の基礎を育んでいきます。

* 家庭と保育園とが、それぞれの役割を十分認め合い、お互いの理解と信頼のうえで、保育を進めていきましょう。このしおりを参考にしてご協力を願いいたします。

保育園の役割

- 保育園は児童福祉法に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければなりません。

保護者の責任

- 保護者は児童福祉法に言われているように、子どもが家族に心から愛され養護を受け、「人」として心身ともに健やかに育成されるよう努める責任があります。

目 次

1 保育園の概要	P4
2 設置者の概要	P4
3 保育園の理念及び方針	P5
4 保育園の開園日、開園時間及び休園日	P6
5 保護者の負担について	P6
6 職員体制について	P7
7 主な施設整備計画	P7
8 保育園の一日	P8
9 年間行事予定表	P9
10 保給食（食育）及び衛生管理等について	P10
11 緊急時等における対応方法	P11
12 非常災害対策	P12
13 事故防止のための取り組みについて	P12
14 虐待防止等の取り組みについて	P13
15 職員研修等について	P14
16 保育内容に関する相談・苦情窓口等について	P14
17 健康管理について	P15~16
18 保育園との連絡について	P16
19 送迎について	P16
20 個人情報の取り扱いについて	P17
21 巡回相談について	P17
22 保育所児童保育要録について	P17
子育てについて	P18~20
発達の特徴	P21~23

1 保育園の概要

名称	社会福祉法人 福島福祉施設協会 福島わかば保育園					
種別	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（認可保育所）					
施設所在地	〒960-8107 福島市浜田町4-5					
管理者氏名	園長 鈴木 政子					
開設年月日	昭和22年5月1日					
連絡先	電話番号：024-534-3863 携帯番号：090-8653-6876 FAX番号：024-531-4750					
実施事業	<input checked="" type="checkbox"/> 児童福祉法第24条第1項の規定による保育 <input checked="" type="checkbox"/> 特別保育事業及びその他関連事業 <input type="checkbox"/> 延長保育事業 <input type="checkbox"/> 障がい児保育 <input type="checkbox"/> 乳児(0歳児)保育 <input type="checkbox"/> 一時預かり事業 <input type="checkbox"/> 地域子育て支援拠点事業					
利用定員	3号認定			2号認定		
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	6人	8人	10人	12人	12人	12人
						合計 60人

2 設置者の概要

名称	社会福祉法人 福島福祉施設協会					
法人等種別	社会福祉法人					
所在地	〒960-8166 福島市仁井田字龍神前2-1					
代表者氏名	会長 木村 六朗					
連絡先	電話番号：024-545-3221					
設立年月日	昭和56年1月8日					
基本理念	<p style="text-align: center;">人とともに地域とともにいきいきと ～ 心だんのくらしのしあわせ ～</p>					
	<p>本法人は、福島市の総合福祉施設の経営団体としての役割を十分に認識しながら、施設利用者が心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援する。</p> <p>社会福祉法人制度、介護保険制度、次世代育成支援等の各分野で改革が進められ、社会福祉法人を取り巻く経営環境が変化する中で、福祉サービスの質の向上を図るため、施設の合理的、能率的経営を行い、経営基盤を強化し利用者の要望に応えられるよう施設運営にあたる。</p>					

3 保育園の理念及び方針

保育理念	子どもの最善の利益のため、その人権を尊重し、保護者と共に豊かな人間性と生きる力を育みます。
保育方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保育所保育指針に則り、子どもの人権を尊重し、その最善の利益のために保育する。 2. 笑顔あふれる温かい雰囲気の中で、子どもたち一人ひとりに寄り添い、心身ともに健やかな成長を育む。 3. 豊かな食を通して生命の大切さ、生きる力を培う。 4. 保護者とのより良い協力関係を築きながら、共に保育を進める。 5. 健康で安全な環境のもとで、養護と教育の一体的な提供を行う。 6. 子育てサービス・情報を提供する中で、地域との関わりを大切に子育て支援を行う。
保育目標	<p style="text-align: center;">福島わかば保育園 保育目標</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>丈夫な子ども 友だちとよく遊ぶ子ども 意欲のある子ども よく考えて行動できる子ども 豊かな感情を持った子ども</p> </div> <p style="text-align: center;"><令和7年度 テーマ> 「やってみよう！！」</p> <p>はと組（0歳児）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>安心、安全な環境の中で一緒に遊んだりおんぶや、抱っこなど大人との関わりを通し、安心して甘えたり感情を表現できるようにしていきたいと思います。一人ひとりの発達をゆっくりと見守りながら色々なことに興味が持てるようにしていきたいと思います。</p> </div> <p>うさぎ組（1・2歳児）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>「なんだろう？」の興味関心から、見て触れてたくさん新しい発見や動き・感覚を獲得できるようにしていきたいです。また「自分で」の気持ちを大切にしながら「できた！（嬉しい）」を増やしていくようにしたいと思います。</p> </div> <p>りす組（2・3歳児）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>自分で出来ることが増えてくる年齢です。子どもたちの「できた！」を大切にしていきながら、いろんなことに挑戦していきたいです。またお友だちとの関わりが増えてくる年齢なので、「友だちと一緒に楽しいな」の気持ちに寄り添って過ごしていきたいと思います。</p> </div> <p>こじか組（3・4・5歳児）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>子どもの気づきや思いを大切に受け止め、安心して自分から進んでチャレンジできる環境作りをします。子ども同士が刺激し合いながら目標に向かって、「できた！」「やってみたい！」「もう一回！」と意欲のある気持ちを引き出せる保育を行いたいと思います。</p> </div>

4 保育園の開園日、開園時間及び休園日

- (1) 開園日と開園時間 月曜日から土曜日まで 7時00から19時00分まで
- (2) 保育時間 保育を必要とする事由や保護者の状況に応じて保育短時間・保育標準時間に区分されています。
保育短時間 8時00分から16時00分まで
保育標準時間 7時00分から18時00分まで
- (3) 延長保育 延長保育を実施しています。利用する方は「延長保育実施要綱」**(別紙1)**をお読みになり申請書を提出してください。
保育短時間 ① 7時00分から8時00分まで
② 16時00分から18時00分まで
③ 18時00分から19時00分まで
保育標準時間 18時00分から19時00分まで
- (5) 休園日 日曜日 祝日 年末年始 12月29日から1月3日まで

5 保護者の負担について

- (1) 保育料 0歳児～2歳児のお子さんは、保護者の市町村民税の課税状況と保育の必要量の区分に応じて「福島市利用者負担額（保育料）一覧表」をもとに決定されています。
3歳児～5歳児のお子さんは、保育料が無償となります。
- 給食費 3歳児～5歳児のお子さんは、主食費 1000円/月 副食費 6500円/月を納入していただきます。
* 副食費には福島市より補助が出ており、前年度は4800円/月でした
* 副食費について保護者の市町村民税の課税額により支払いが免除される場合があります。
- 教材費 クラス毎に必要な教材があります。年度はじめ、または年度途中での購入をお願いいたします。（金額は教材注文書に記載しております）
- 延長保育料 1回 200円
- (2) 納入 保育料は福島市に納付します。（口座振替日は利用月の平日末日）
給食費・教材費・延長保育料の支払いは保育園に口座振替となります。（口座振替日は利用翌月の原則25日）
現金は釣銭のないように必ず職員に手渡ししてください。
- * 保育料等についての詳細は、福島市幼稚園・保育課幼保認定係が発行する「令和7年度保育施設利用案内」をご覧ください。

6 職員体制について

職名	人数	職務	備考
園長	1名	施設の業務を総括し、資質向上を図る	
主任保育士	1名	園長の命のもと保育の業務を掌理し、所属職員を統括指導する	
副主任保育士	2名	主任保育士の業務を補佐し、所属職員を統括する	
保育士	13名	保育計画を立案し、充実した活動ができるよう保育を行う	
栄養士	1名	献立作成及び給食運営全般を行う	
調理員	2名	献立に基づく調理業務及び衛生管理を行う	
嘱託医	1名	園児の心身の健康管理を行うと共に健康診断の実施、保健衛生に関する相談指導を行う	大原子どもクリニック
嘱託歯科医	1名		まり歯科クリニック

- * 上記表は、厚生労働省児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく配置基準を満たし、より充実した保育体制を整えるための職員を配置したものです。
- * 開園時間中は、最低2名以上の保育士を配置し、保育にあたります。

7 主な施設整備計画

内 容	理 由
かば広場防水シート張り替え	劣化により防水シートに亀裂が入り、安全面において心配があるため
沐浴室改修	洗濯機及び使いやすい沐浴ユニットを設置するため
エアコン取り付け（こじか組）	経年劣化による故障や部品の老朽化のため
ブラインド取り付け (りす・こじか組)	通気性を保ちながら西側の日差しを和らげるため

メモ

8 保育園の一日

時間	はと・うさぎ組	りす・こじか組
7:00		開園 持ち物の準備 健康観察
	あいさつ	自由あそび
8:30	おむつ交換、排泄 手洗い	
9:00	おやつ	おやつ（2歳児）
9:15		体操・リズム
9:30	保育計画による活動 各クラスで活動	排泄、手洗い 保育計画による活動 各クラスで活動
		
	おむつ交換、排泄 ・手洗い	
11:00	昼食	排泄、手洗い
11:30	食後の口、手拭き おむつ交換、排泄、着替え	昼食
12:00	お昼寝	歯磨き（3, 4, 5歳児） 排泄、着替え
		
13:00		お昼寝
14:30	おむつ交換、排泄 着替え、手洗い	排泄、着替え 手洗い
15:00	おやつ	おやつ
15:30		あいさつ
16:00	当番保育士のもとでの活動	当番保育士のもとでの活動
	～お迎え順に降園～	
18:00		延長保育
19:00		閉園

9 年間行事予定表

(1) 主な年間行事（予定）

4月 進級式 ★入園式 ★新年度オリエンテーション	5月 交通安全教室 尿検査 ★親子遠足（りす・こじか組）	6月 プール開き ★保育参観懇談会
7月 ★夏まつり 七夕	8月	9月 ★運動会
10月 交通安全教室 ハロウィン ★親子遠足（はと・うさぎ組）	11月 人形劇鑑賞	12月 ★クリスマス会
1月 だんごさし ★保育参観懇談会	2月 節分	3月 ひなまつり お別れ会 ★満了式 修了式

- * ★印は保護者参加の行事です。是非ご参加ください。
- * 行事日程等の詳細が決定次第、別紙でお知らせいたします。
- * 予定は都合により変更になることがありますので、ご了承ください。

(2) その他行事

毎月実施するもの 誕生会 避難訓練 リトミック

保健計画によるもの	乳児健康診断（0歳児のみ）	月1回
	身長、体重計測	月1回
	定期健康診断	年2回
	歯科健康診査	年1回
	尿検査（3歳以上児）	年1回

10 納食(食育)及び衛生管理等について

食育目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ おなかがすくりズムのもてる子ども ○ 食べたいもの、好きなものが増える子ども ○ いっしょに食べたい人がいる子ども ○ 食事づくり、準備にかかわる子ども ○ 食べものを話題にする子ども
給食 (昼食・おやつ・補食)	乳幼児の発達段階を踏まえ、健全な発育に必要な栄養量のほか、嗜好、季節及び行事等を考慮し、自園調理で完全給食を提供しております。
栄養摂取量	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 1～2歳児 460キロカロリーを目安に給食を作っています。 3～5歳児 540キロカロリーを目安に給食を作っています。 ◆ 体が小さい乳幼児は一度にたくさん食べられないため間食が重要な栄養補給となります。そのため3歳未満児は午前のおやつがあります。
献立等	<p>栄養士が作成した健全な発育に必要な栄養量のほか、嗜好、季節及び行事等を十分に考慮した献立をもとに、新鮮で安全な食材を使用し自園調理を行っております。</p> <p>なお、毎月月末までに翌月の献立表を配信及び配付、展示食ケース掲示版でお知らせするとともに、毎日の給食を展示します。</p>
食物アレルギー の対応	<p>「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき適切に対応いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 毎年一回「アレルギー疾患に関する調査」を行います。 ② アレルギーのある場合は主治医から「アレルギー疾患生活管理指導表」書いてもらいます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 除去…食品によるアレルギーがある場合は、医師の診断を受け、医師の指示書等必要書類をお渡します。その上で除去食を提供します。 ・ 解除…アレルギーが改善され解除された場合も、医師の指示に従い家庭で試していただき、異常が見られない場合、保育園でも解除となります。 ・ 薬やエピペンの必要がある場合には、「与薬に関する主治医の指示書」を提出してください。
衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 職員の健康診断を年1回以上、調理（調乳を含む）従事者の検便を毎月実施します。 ◆ 納入業者の食材自主検査の実施と報告を依頼しております。 ◆ 調理した食品の保菌検査を行っております。 ◆ 「社会福祉法人福島福祉施設協会栄養士会 納食危機管理マニュアル」に基づいた給食施設・設備の管理、衛生の保持、食品の取り扱い、調理従事者の健康管理などを実施し、安心・安全・おいしい給食の提供に努めます。 ◆ 納食を提供できる時間は10時30分から12時30分までです。通院などで登園が遅れる場合はご注意ください。

11 緊急時等における対応方法

対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ◆ お子さんに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに園児の保護者又は医療機関（嘱託医を含む）への連絡を行う等の必要な措置を講じます。 ◆ 保護者への連絡は「緊急時連絡票」記入された連絡先にいたします。必ず連絡のつく電話番号をご記入ください。（一番にかけてほしい連絡先を①にご記入ください） ◆ 通院が必要と判断した場合は、保護者に連絡し了解を得て指定の病院、又は下記の病院への通院をいたします。 ◆ 保護者と連絡が取れない場合には、お子さんの身体の安全を最優先させ、しきるべき対処を行いますのでご了承ください。 		
	管轄	福島市消防本部	
	所在地・連絡先	福島市天神町14-25	024-534-0119
	管轄	福島県警察福島警察署	
	所在地・連絡先	福島市上町7-31	024-522-2121
嘱託医	病院名	大原こどもクリニック（医師：大原喜裕）	
	所在地・連絡先	福島市春日町12-32	024-536-9598
嘱託歯科医	病院名	まり歯科クリニック（医師：中村真理）	
	所在地・連絡先	福島市北五老内町6-10	024-529-6487
外科	病院名	安斎外科胃腸科クリニック（医師：安斎重夫）	
	所在地・連絡先	福島市北五老内町3-22	024-535-3353
眼科	病院名	土屋眼科（医師：土屋牧雄）	
	所在地・連絡先	福島市北五老内町6-6	024-534-0151
耳鼻科	病院名	村上耳鼻咽喉科（医師：村上正文）	
	所在地・連絡先	福島市松木町1-23	024-534-3387
総合病院	病院名	福島赤十字病院	
	所在地・連絡先	福島市八島町7-7	024-534-6101
総合病院	病院名	大原総合病院	
	所在地・連絡先	福島市上町6-1	024-526-0300

* 「緊急時連絡票」について

入園時に保護者の皆様から、緊急時連絡票を記入し提出していただいています。この連絡票は緊急時及び災害時に利用する大切な個人情報の書類となります。ひとつの項目でも変更が生じた場合は、必ず園へお知らせください。変更の記入をしていただきます。お子さんをお預かりする上で、保護者の皆様と連絡を取り合うために重要なものとなりますので、ご協力をお願いします。

* 「健康保険証の廃止に伴う児童生徒本人の被保険者資格の確認方法」について

マイナポータルに表示される被保険者資格情報の PDF ファイルを印刷したもの、または、資格情報のお知らせの写しをお預かりさせていただきます。（別紙2）

12 非常災害対策

防犯設備	県警ホットライン（非常通報装置）、防犯用カメラ（玄関・保育園南側） 夜間警備
防災設備	自動火災報知設備 誘導灯設備 消火器 避難器具
消防計画 届出年月日	福島市福島消防署 令和6年10月9日 届出済
防火管理者	主任保育士 舘内 淳子
定期訓練	◆ 避難訓練、消火訓練：毎月1回以上実施 ◆ 総合防災訓練（引取訓練を含む）通報訓練：毎年1回実施
災害発生時 の対応等	保護者等に引き渡すまでの間（開所時間外を含む）お子さんを保護します
災害時安否 情報メール	災害時の保育園の対応についてはルクミーのアプリに配信し、お知らせいたします
避難場所	第一避難場所 福島市立第二小学校前 第二避難場所 福島わかば保育園又はわかば子育てセンター駐車場 福島市役所 *状況により保育園に留まっている場合もあります

13 事故防止のための取り組みについて

社会福祉法人福島福祉施設協会保育所会の安全計画及び事故防止マニュアルに則り、事故防止のために常に子どもの活動を把握し、以下の活動においての配慮事項に従い年齢やそれぞれの発達に合わせ対応してまいります。

【活動】 登園・クラス別の活動・沐浴、プール遊び・給食及びおやつ・午睡・預薬・降園

* 乳幼児突然死症候群（SIDS）について

全年齢とも保育士の目視確認に加え、ルクミーの午睡チェックシートを使い午睡時の事故防止に努めています。0歳児については乳幼児突然死症候群（SIDS）予防のため、センサーを使用しております。睡眠中の子どもの呼吸の状態を測定して万が一の異常がある時に知らせてくれる機器です。使用に関しては同意書をお渡しいたします。

* 保険に加入しております

独立行政法人日本スポーツ振興センター……保育園の管理下における子どもの災害（負傷、疾病等）に対して、災害共済給付の支給があります。

* 避難訓練の実施

職員が安全管理に関わる研修に取り組み、周知、実施することにより子どもたちの安全を守ります。また、毎月ごと避難訓練では子どもたちに分かりやすい防災・防犯の指導を行っていきます。

14 虐待防止等の取り組みについて

体制整備等	入園児の虐待防止及び人権擁護等を図るために、関係機関との必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の取り組みをいたします。
緊急時の対応	お子さんに不適切な養育の兆候が認められる場合、その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

【児童虐待の防止等に関する法律】

第5条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは、児童相談所に通告しなければならない。

児童虐待の行為

- ・身体的虐待 … 殴る、蹴る、熱湯をかける、溺れさせる、逆さづりにする、タバコの火を押しつける、頭部を激しく搖さぶる、冬に戸外に閉め出すなど身体に傷を負わせたり、生命に危険を及ぼす行為。
- ・心理的虐待 … 脅したりおびえさせたりする、甘えてきても無視するなどの拒否的な態度、きょうだい間の極端な差別など、子どもの心に著しい傷を与える言動を行うこと。また、子どもをDV（ドメスティック・バイオルニ夫婦(恋人)間暴力）に曝すことも当てはまる。
- ・性的虐待 … 子どもに性的行為を行うこと、性器や性交を子どもに見せること、また、強要して子どもの裸を写真やビデオに撮影すること。
- ・ネグレクト … 十分な食事を与えない、衣服や下着などを長期間ひどく不潔なままにする、おむつを替えない、病気やけがをしても病院に連れて行かない、乳幼児を車内に放置したり、家に残したままたびたび外出する、子どもが求めているのにスキンシップをしない・抱っこしないなど。

保育従事者・教職員のための 児童虐待対応の手引き（改訂版）より

15 職員研修等について

職員研修	保育の専門性等の向上を図るために研修計画を策定し、職場内及び外部研修の受講に努めます。
自己評価	職員による保育の内容等に関する「自己評価」「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を毎年1回以上実施し、保育の質の向上に努めます。
第三者評価	<ul style="list-style-type: none">◆ 認証評価機関による「第三者評価」を定期的に受審します。◆ 当保育所の受審結果は、福島県ホームページ福祉サービス第三者評価事業よりご覧いただけます。

16 保育内容に関する相談・苦情窓口等について

保育園では、利用者等からの苦情に適切に対応する体制を整えております。保育園に対する苦情や改善要望がございましたら、遠慮なく主任保育士・園長にご相談ください。

また、保育園に話しづらい場合には、「第三者委員による苦情解決」の相談体制も整備されていますのでご利用ください。

その他、利用者アンケートを行っております。アンケート実施の際は忌憚のないご意見をお聞かせ願います。アンケートの結果は公表させていただいております。

保育園

受付担当者	館内 淳子（役職：福島わかば保育園 主任保育士）
解決責任者	鈴木 政子（役職：福島わかば保育園 園長）
連絡先	024-534-3863 090-8653-6876

第三者委員

氏名	矢吹 稔
連絡先	024-546-2255
氏名	大河内 恵
連絡先	024-567-3526
氏名	斎藤 幸子
連絡先	024-545-3859

【第三者委員による苦情解決について】

この苦情解決制度は、社会性や客觀性を保持し、保育園利用者の立場や権利を守りながら福祉サービスの質を高めることを目的としています。苦情の申し出を契機に問題の早期発見・早期解決を図ろうとするものです。第三者委員の連絡先は、保育園玄関風除室に掲示しております。

17 健康管理について

(1) 乳幼児は免疫力が十分でないため、集団で長時間過ごす保育園では、病気にかかったり、体に異常があらわれたりすることがあります。以下の症状が見られたときは、医師の指示を受け、元気な状態に回復してから登園しましょう。(参考:「保育所における感染症対策ガイドライン」こども家庭庁)

発熱 ・ 24時間以内に38°Cを超える発熱がある場合 ・ 解熱剤を使用している場合

下痢 ・ 24時間以内に複数回の水様便がある場合 ・ 食事毎に下痢便が出る場合

・ 機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしている等の症状がみられる場合

嘔吐 ・ 24時間以内に複数回の嘔吐がある場合

・ 食欲がない、機嫌が悪く元気がない等の症状がみられる場合

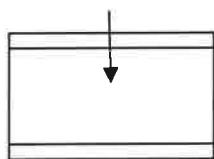
* 発しんや目の異常(目やに、目の充血、まぶたの腫れ)は感染のおそれがあるため、医師の指示を受けてから登園してください。

(2) 保育園での与薬の代行は必要最低限にしたいと考えております。やむを得ず持参される場合は以下のことを守ってお持ちください。

○ 「与薬依頼書」に記入し、「お薬の説明書」と「一回分の薬」を一緒に袋に入れて職員に手渡してください。

ジッパー付きの袋(A5サイズ程度)

クラス名と名前を書いてください



①～③と一緒に入れる



① 与薬依頼書

② お薬の説明書

③ 記名した一回分の薬

○ 医療機関から処方された薬をお預かりします。以下の薬はお預かりできませんのでご注意ください。

- ・ 保護者の判断で持参した薬
- ・ 以前に処方された薬(医師の判断がなければお預かりできません)
- ・ 市販薬、解熱剤、座薬、鎮痛剤

○ 受診時には医療機関で、保育園に通っていることを医師に伝えてください。

○ 気管支拡張テープなどの貼るタイプの薬を使用して登園する場合は、必ず保育園にお知らせください。テープには名前を記入してください。

(3) 保育中に体調不良が見られた場合には、保護者にお知らせをします。状況によってはお迎えをお願いすることがあります。

(4) 学校保健安全法では、感染性の病気にかかったときは出席停止の指示をしなければならないことになっています。保育園においてもこれを準用していきます。また、登園する際には福島市幼稚園・保育課の「医師の意見書」を提出してください。

(5) 感染症にかかった後の登園再開については、福島市幼稚園・保育課より示されています「登園のめやす」をご覧ください。

(6) 家族に感染症が発生した場合は、まん延防止のため速やかにお知らせください。

(7) 感染症等の情報や感染症対策については状況に合わせてその都度通知いたします。

- (8) 虫歯を予防するために、昼食後、お茶を飲む習慣から「ぶくぶくべ」のうがい、3歳前後から歯磨きを行っています。4・5歳児は歯磨きに加えフッ化物（オラブリス）洗口をしています。フッ化物洗口については同意書をお渡しいたします。（料金はかかりません）
ご家庭では歯磨きと大人の仕上げ磨きを励行して、健康な歯を目指しましょう。

18 保育園との連絡について

- ① 家庭やお子さんの状況に変更（住所・就労先・勤務時間・電話番号・家族の異動・出産・育児休業・退園等）があった場合は速やかにお知らせください。福島市に提出する書類は保育園にあります。
- ② 欠席や登園が遅くなる場合は9時までにルクミーを通して連絡を入れてください。連絡がない場合には保育園より確認の電話を入れさせていただきます。
- ③ 送迎者や送迎時間の変更のある場合には、必ず保育園に連絡してください。その際は、園が速やかに対応できるように保育園電話まで連絡願います。保護者の連絡先がいつもと変わるときも忘れずにお知らせください。
- ④ 登園時は保育室に入り、朝の支度やロッカーの補充などをお子さんと一緒に済ませて、お子さんの健康状態等必要なことを伝えお子さんをお預けください。降園するときも保育士に声をかけてからお帰り下さるようお願いいたします。
- ⑤ 保育園からの連絡（連絡帳、園だより、掲示物等）や緊急のお知らせがルクミーで配信されますので忘れずに目を通してください。

19 送迎について

- ① 送迎の際は、必ず保育園または子育てセンターの駐車場をご利用ください。（別紙3）
(園駐車場 ①～⑤ 子育てセンター駐車場 ③⑤⑥⑦⑧⑪⑫)
路上駐車は禁止とさせていただいております。ご理解とご協力をお願いいたします。
- ② 7時30分から8時30分まで第二小南側・東側（保育園前）道路は進入禁止となっています。
上記の時間内に保育園の駐車場をご利用になる方は、通行禁止道路許可申請書が必要となりますので保育園までお申しください。
- ③ 駐車したら、エンジンを切り、必ず鍵をかけましょう。
- ④ 駐車場から保育園の間は、必ず手をつないで親子一緒に来てください。
- ⑤ チャイルドシート、ジュニアシートは必ず着用しましょう。
- ⑥ 保育園門扉の開閉は必ず大人がしましょう。
- ⑦ 送迎の出入り口を一力所にいたします。降園する際は砂場で遊ばないで帰るようにしましょう。
- ⑧ 駐車場内での事故等については十分に気をつけてご利用ください。駐車場内で発生したことについては自己責任となりますが、なお保育園にもお知らせください。

20 個人情報の取り扱いについて

- 個人の情報を収集する際には、利用目的を明確にした上で、目的達成のため必要最小限の範囲内で収集を行います。
- 個人情報は正確かつ最新の状態に保つよう努め、また、漏えいがないよう適切に責任を持って管理いたします。個人情報を保有する必要がなくなり次第速やかに消去、廃棄いたします。
- 保育園行事などの際に個人で撮影したビデオや写真などを、外部への提供やSNSになどに投稿する場合は、映っている人が特定されないようにして下さい。

項目	利用目的
緊急時連絡票	保護者の方の勤務状況や連絡先・緊急時の連絡先把握のために使用します。保育園より病院受診の際に持参します。
児童票 保育ICT・研修サービス (ルクミー)	お子さんの成長の記録や、保育園の様子や家庭での様子、連絡事項の共有のため使用します。配信等をシステムで管理し使用します。
写真	保育園のホームページとルクミー、テレビや新聞社からの依頼に応じて写真を掲載することがあります。

21 巡回相談について

心理士や言語聴覚士等の専門家による巡回相談を保護者の承諾を得たうえで行い、保護者の育儿相談に応じたり保育上の助言を受けたりしながら保育を実施しています。巡回相談日には、保護者も参加できます。

22 保育所児童保育要録について

厚生労働省告示の「保育所保育指針」では、保育所に入所している子どもの就学に際し、市区町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料として「保育所児童保育要録」を保育園で作成して就学先の小学校に送付することを定めています。

保育園に在園し、保育園を卒園して小学校に入学される児童について、下記のとおり保育園が「保育所児童保育要録」を作成し、保育園から小学校に送付しますので、ご了解をお願いします。

- 保育所児童保育要録の目的
保育所児童保育要録は、児童の担当保育士が保育士としての専門性を持って子どもの育ってきた過程を振り返り、子どもの姿や発達の状況を的確に捉えて記載します。これにより子どもの育ちを次のステージ(小学校)へとつなげることを目的としています。
- 個人情報の保護に関する取扱い
保育所児童保育要録は、児童の氏名、生年月日等の個人情報を含んでいるため、個人情報の保護に関する法律を踏まえた取扱いにより、目的外には使用いたしません。
- 保育所児童保育要録の他に、就学サポートシート(福島市)があります。就学サポートシートは、お子さん一人ひとりの成長・発達の歩みを大切にし、学校生活へのスムーズな移行を支援するために、保護者の方と保育園がともに作成するものです。詳しくは、保育園にお尋ねください。

子育てについて

健康に過ごすために

健康は生活の基本です。子どもにとって心や体が発達していくうえで、生活のリズムを整えていくことはとても大切です。

- 規則正しい生活
- 思いきり体を動かして遊ぶ
- 楽しい食事
- 十分な睡眠や休息

これらが満たされ心も体も安定して健康に過ごせるように、子どもの生活を24時間でとらえ、家庭と保育園との連携を密にして生活リズムを整えましょう。

食 事 “体づくりはまず食事から”

- 朝ごはんを食べることによって体も脳も目覚めます。朝ごはんを食べて登園しましょう。
- 育ち盛りの子どもは十分な栄養をとることが大切です。できるだけいろいろな食品に触れバランスのとれた食事をとりましょう
- 食事は楽しく食べてこそ、より栄養になるとも言われています。家族でゆったりと楽しい雰囲気のなか食事をするよう心がけましょう。

睡 眠 “早起き早寝、寝る子は育つ”

- 早起き早寝の習慣で健全な心と体を育てましょう。
- 決まった時間に気持ちよく眠ることができるよう環境を整えましょう。

運 動 “戸外であそびましょう”

- 外気に触れて体を動かして遊ぶことは運動機能の発達はもちろん、骨の発育を促し体を丈夫にし、病気への抵抗力を高めるうえで大切です。体を動かして遊ぶことを心がけましょう。

薄 着 “薄着で丈夫な体を”

- 子どもは新陳代謝が活発です。活動しやすく心地よく過ごせるよう薄着を心がけましょう。
- 肌に直接触れる衣類は、汗を吸収しやすい素材のものを選びましょう。

事 故 “子どもは危険に対する予測がつきません”

- やけど、誤飲、転落によるケガや事故等がないよう、大人が十分注意し子どもの安全を守りましょう。
- 大人が交通ルールとマナーを守り見本を示し、交通事故から子どもを守りましょう。

明るく思いやりのある子・意欲的な子に育つために

こどもは豊かに成長する力をもっています。

全身を使って遊んだり、歩いたり走ったり、五感を使った遊びや体験を通して、自分で考えて行動することや友だちや様々な人の関わりを学びます。その中で喜んだり悲しんだり感動したりがまんしたり相手を思いやる気持ちが育ちます。

- 子どものやってみよう、試してみようという意欲ができるだけ認めながら、やってはいけないことはきちんと教え、危険のないよう見守っていきましょう。
- 子どもが話しかけてきたらしっかり聞きましょう。その体験が子どもの聞く力、話す力、考える力を伸ばします。
- 喜んだり感動したりする経験や、身近な大人の優しい言葉かけ、日常のさりげない思いやりなどによって、豊かな情緒が日々の生活の中で養われます。
- 子どもの生活中でもスマートフォン・タブレット・ゲーム機器などが身近なものになりました。便利で簡単に使えるようになったなかで、子どもの成長へのデメリットも心配されています。使用目的を明確にしたり使用時間を決めるなど、使用に関してお父さんやお母さん約束をすることが大切ですね。大人がしっかりと責任を持ちましょう。子どもは実体験を通した方が幼児期に必要なスキルを習得しやすいと言われています。人とのかかわりや戸外での遊びはバリエーションが豊かで実体験にはもってこいです。手で触れる・肌で感じる・目で見る・言葉を交わすことで体と心を育てましょう。
- 子どもは、友だち同士のぶつかり合いを通して社会のルールを知り、友だちへの思いやりも育っていきます。大人の都合や感情で子どもをみるのではなく、子どもの気持ちを理解し見守ったり励ましていきましょう。
- 子どもが“自分で”と言うときは、危険のない限り自分からやろうとする意欲を大切に見守りましょう。失敗しても怒らず、意欲につながるような言葉かけをしていきましょう。
- 「だめ」「いけません」「あぶない…」などの禁止ことばや「～しなさい」「早く早く」という命令的なことばを日頃使いがちです。「片付けしなさい！」というより「片付いている気持ちいいね」や「〇〇するともっとよくなるよ」など、肯定的な言葉かけをすることは子どもの自発性を育てます。保護者の生活に子どもをあわせるのではなく、ゆとりをもった生活の工夫をしていきましょう。
- 自分の物や、みんなで使う物を大切にする気持ちを育てましょう。

よい習慣をつけましょう

人間の一生で一番成長のめざましい乳幼児期に、生活に必要な能力の基礎が育ちます。この時期に大人がなんでもやってしまったり口を出しすぎたりするのではなく、必要に応じて手を貸し、時には見守ったりしながらよい習慣を身につけていけるよう援助していきましょう。

- 自分のことは自分でできるよう、着脱のしやすい衣類や足に合った靴を選びましょう。
- いつもきれいにしていると気持ちがよいという感覚は、清潔の習慣づけの第一歩です。
 - ・朝起きたら顔を洗い、髪をとかしましょう。
 - ・食事の前や、戸外から帰ってきたときは手洗い、うがいをしましょう。
 - ・衣類は毎日とりかえましょう。
 - ・爪は常に短く切っておきましょう。伸びすぎると不潔なだけでなく、怪我につながることもあります。
 - ・髪の毛は衛生的にしましょう。
 - ・むし歯予防のために、歯をみがきましょう。(一日一回は大人が仕上げみがきをしましょう。)
- 日常の生活の中で大人が進んで正しい言葉を使うよう心がけましょう。
 - ・おはよう、さようなら、ありがとう等の挨拶が気持ちよくできるようにしましょう。
 - ・「はい」「いいえ」等の返事がはっきり言えるようにしましょう。
- 快い一日を過ごすためには、朝の気持ちよいスタートが大切です。“早く、早く”とせきたてることのないよう時間にゆとりを持つようにしましょう。
- 出かける前には持ち物をよく調べ、忘れ物はないか子どもと一緒に確かめましょう。

親子のふれあいを大切にしましょう

乳幼児期は親にまわりについて肌のふれあいや愛情をもとめる時期です。十分なスキンシップを持つことが子どもの自立につながります。短い時間でも心をこめて接していくことで親と子の絆を深めていきましょう。

- 子どもは保護者の迎えを心待ちにしています。楽しい気持ちで帰宅できるように心がけましょう。
- 帰り道は、一緒に買物をしたり、園での生活を聞いたりしながら帰りましょう。
- 休日は戸外で遊んだり絵本を読んだりするなど親子でゆっくり過ごす時間をつくるようにしましょう。
- 日頃経験できない生活体験も大切です。子どもにあった過ごし方で親子一緒に楽しむ時間を大切にしましょう。

発達の特徴（およその目安）

<0～3か月未満児>

- 目覚めている時間が増していく。
- 空腹やおむつが汚れるなど不快になると泣く。
- 動くものを目で追う。
- 人の顔をじっと見る。
- 大きな音に反応する。

<3か月～6か月未満児>

- 首がすわる。
- うつぶせ姿勢にすると頭を少し上げることがある。
- 自分の手や指をもてあそび、自分の指を口に入れる。
- ガラガラを持たせると振ってあそぶ。
- 声を出してひとりであそぶ。
- 音や声のする方に顔をむける。
- あやしたり話しかけたりすると笑う。
- 離乳食を食べ始める。（5か月頃）

<6か月～9か月未満児>

- 寝がえりが自由自在になったり、お座りしたり、這い出したりと動きが活発になってくる。
- 遠くにある玩具をとろうとして腕をのばす。
- 歯がはえ始める。
- 知らない人を見ると表情を固くしたり、泣いたりする。
- 好きな人を見るとキャッキャッと喜んで手をのばす。
- アーアー、ウーウー、マンマ等さかんに喃語を言うようになる。
- イナイ、イナイ、バーン等を喜ぶ。
- 離乳食が進み、一日二回食となる。

<9か月～1歳3か月未満児>

- 這い這いから、つかまり立ち、ヨチヨチ歩きをするようになる。
- 歯の数が増え、かんで食べるようになる。
- 気にいらないといらいらしたりじれて泣いたりして、自分の要求を強く表すようになる。
- 身近な人を見てニコニコしたり、相手になってもらうことを喜んだりするが人見知りもする。
- 好奇心が盛んになりいろいろな物に触れて遊ぶ。
- 名前をよばれると、そちらの方にふり向く。
- 大人のいう簡単なことばがわかり、片言が始まる。
- 小さいものを親指と人さし指でつまむ。
- 睡眠時間や排尿便の間隔が定まってくる。
- 離乳食が3回になる。（12か月頃。おやつなどの補食は必要）

<1歳3か月～2歳未満児>

- こぼしながらも手づかみやスプーン、フォークを使って一人で食べようとする。
- 歩行が徐々にしっかりしていく。
- 身振りで要求をあらわすことが多い。
- 大人の話しかけや、相手をしてもらうことを喜ぶ。
- 他児への関心が増してくる。
- 要求が通らないとかみついたりひっかいたりすることがある。
- こどもをとりまくまわりのものにすべて興味をもって手を出す。(誤飲に注意する。)
(火気器具、ポット、ビニール袋、キャップ類、ボタン電池、化粧品、薬品、ボタン、磁石等)

<2歳児>

- 食事はこぼしたりするが、一人で食べられる。
- 食前、排泄後の手洗いなどは声を掛けられてするようになる。
- 簡単な衣服を脱ぎ着できる。
- 好きな絵本を読んでもらうと喜ぶ。
- 簡単な歌が歌えたり、音楽に合わせて体を動かしたりすることを楽しむ。
- 親、友だち、動物などのまねをすることが盛んになってくる。
- 日常生活に必要な言葉がだんだんわかり、言葉数が増す。
- 大人の言うことに「いや」と言ったり従わなかったりすることが多い。
- 何でも自分でやりたがる反面、できないと頼ったりすることもまだある。
- 自我の芽生えが、かんしゃく、ハツ当たり頑固な行動となって表れてくることが多くなる。
- 友だちなどへの関心や関わりが増すことから、物の取り合いによるトラブルが多くみられる。
- 歩く、走る、跳ぶなど基本的な運動機能が伸びるとともに手、指の動作も巧みになってくる。

<3歳児>

- 歩く、走る、跳ぶなどの運動機能がしっかりしてくる。
- 手洗い、うがいができるようになる。
- 食事は一人で食べられる。
- 排便は一人でできるようになるが、大人の手助けを必要とする。
- 下着、洋服、パンツ、ズボン、靴下、靴などは脱いだり、着たり、履いたりができる。
- 簡単なきまりがわかるようになる。
- 友だちと喜んで遊び、少しのがまんはできる。
- 身のまわりのことに興味をもち「なぜ」「どうして」などの質問が多くなる。
- 自分の物と、人の物の区別ができる。
- 簡単なストーリーのある絵本を見たり、読んでもらったりすることを喜ぶ。

<4歳児>

- 嫌いなものでも少しばかりは食べようとする。
- 自分のことは自分ででき、簡単なお手伝いもする。
- 健康、安全など日常生活に大切なきまりを守ろうとする。
- 行動が活発になり、体をたくみに動かす運動が増える。
- 大人や友だちのことを理解しようとする。
- 自慢、喧嘩、好き、嫌いなどの感情をはっきりだすことができる。そのため、トラブルが、多くなるが、そのぶつかりの中で他人の立場や要求が分かるようになる。
- 会話により生活が広まり、友だちと交流が豊かになる。
- ごっこ遊びや童話を好むようになる。
- 好奇心が強く盛んに質問するようになる。
- 自分なりのイメージを持って身近な素材を使って描いたり作ったりするようになり、感じたこと考えたことを表せるようになる。

<5歳児>

- 日常生活のきまりや約束がわかり、分担した仕事をやりとおそうとする。
- 運動機能が発達し、力を合わせ集団競技やルールのあるゲームを楽しむ。
- 問題がおきた場合、大人に頼らないで、自分たちで解決しようとする傾向があらわれる。
- 自分と他の人のとの違いなどに気づくようになり、不当と思うことを、黙っていない。
- 友だちとつながりが深まり、集団活動の楽しさが増す。
- 知ろうとする気持ちが強くなり、身近な社会や自然の現象を正しくとらえようとして疑問をもち、工夫して解決しようとする。
- 日常生活に必要な言葉が使え、文字や数に対して興味をしめす。
- 絵本や物語などに親しみ、内容に興味を持ち、様々に想像して楽しむ。
- 身近な人との関わりの中で、思いやりやいたわりの気持ち、感謝の気持ちを持つ。

延長保育実施要綱

社会福祉法人福島福祉施設協会

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人福島福祉施設協会が運営する保育所に入所（園）している児童の保護者がやむを得ない事由により、通常の保育時間を超えて保育を必要とする児童について必要な事項を定めるものとする。

(資格条件)

第2条 延長保育の対象となる児童は、保護者の就労時間及び通勤時間を考慮し、延長保育が必要と認められる児童に限るものとする。

(申請及び許可)

第3条 延長保育を受けようとする保護者は、延長保育申込書に記入し各保育所（園）に提出し許可を得なければならない。

(保育時間)

第4条 1. 開所（園）時間と標準時間と短時間利用時間は次のとおりとする。

（1）開所時間は月曜日から土曜日の午前7時から午後7時

（2）標準時間認定利用時間設定は午前7時から午後6時

（3）短時間認定利用時間設定は利用者の保護者の勤務時間等で各施設によって異なるが、当協会の施設は当面次のとおりとする。

- ・福島保育所、瀬上保育所、福島わかば保育園、飯坂保育所は、午前8時から午後4時

時

- ・福島隣保館保育所、福島ふたば保育園は、午前8時30分から午後4時30分

2. 延長保育時間は次のとおりとする。

（1）標準時間利用児童は午後6時から午後7時

（2）短時間利用児童は午前7時から各施設の短時間利用設定時間開始までと各施設短時間利用設定時間終了から午後6時

（短時間認定利用者の延長保育利用は突発性のものとし、常時利用の場合は市役所の標準時間認定を受けなければならない）

(延長保育利用料)

第5条 1. 利用料は、1人1回200円とする。（短時間認定利用者の場合は、短時間利用設定開始までの利用、短時間利用設定時間終了以後の利用は各1回とする）

2. 延長保育を利用した保護者は、利用料（月末締め）を原則毎月25日に口座より引き落としとする。ただし、口座振替に同意いただけない場合は現金での納入とする。

(延長保育停止)

第6条 施設長は、次の各号に該当すると認めるときは、延長保育の利用を停止することができる。

1. 第2条の要件に該当しなくなったとき

2. 保育上の指示に従わないとき

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、延長保育に関して必要な事項は施設長が定める。

(附則) この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

写

事務連絡
令和7年2月12日

(別記団体) 御中

厚生労働省保険局医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

「健康保険証の廃止に伴う修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等における児童生徒本人の被保険者資格の確認方法について」の一部改正について
(周知)

日頃より、医療行政の推進にご理解・ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。従来の健康保険証については、令和6年12月2日以降、新たに発行されなくなり、マイナ保険証（健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行しています。

修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等、マイナンバーカードを持参することが必ずしも容易でない場合における被保険者資格の確認方法については、「健康保険証の廃止に伴う修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等における児童生徒本人の被保険者資格の確認方法について」（令和6年3月1日付け厚生労働省保険局医療課、厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡）により、その具体的な取扱いをお示ししたところですが、今般のマイナ保険証によりオンライン資格確認を行う仕組みへの移行を踏まえ、同事務連絡を改正し、当該取扱いの明確化や保育所等における対応について、別添のとおり整理しましたので、各団体におかれましては会員の皆様へ、各省庁におかれましては各都道府県教育委員会、保育主幹部（局）等を通じ、所管及び域内の市区町村管下の学校等、保育所等へ、ご周知のほどお願い申し上げます。

別添については、文部科学省、こども家庭庁とも協議済みのものであることを申し添えます。

なお、別紙のとおり、マイナポータル、資格情報のお知らせ及び資格確認書の概要をまとめしておりますのでご参照ください。

【問合せ先】
厚生労働省保険局医療介護連携政策課
電話：03-3595-2174
E-mail: suisin@mhlw.go.jp

別添

問1 現在、修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等においては、児童・生徒が医療機関・薬局を受診等する必要が生じた際に備え、保険証の写しを持参させる取扱いが一部で見られるところ、必ずしも児童・生徒本人がマイナ保険証を持参することが容易でない場合において、令和6年12月2日以降はどのように対応すればよいか。

(答)

- 令和6年12月2日以降、健康保険証が新規発行されなくなり、マイナ保険証（健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード）によりオンライン資格確認を行うことが基本となっています。修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等においても、医療機関・薬局を受診等する可能性に備える必要な程度に応じて、本人がマイナ保険証を持参することが考えられます。
- ただし、修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等において、児童・生徒本人がマイナ保険証を持参することが容易でない場合は、数日間の限られた使用であること、かつ、学校教員等の管理監督の下での使用が想定され、なりすましが起こることは想定され難いことを踏まえ、
 - ・ マイナポータルに表示される被保険者資格情報のPDFファイルをあらかじめダウンロードしたもの又はその印刷物や、
 - ・ 資格情報のお知らせ又はその写しを医療機関・薬局に提示するといった方法により、保険診療・保険調剤を受けることも妨げられません（※1）。

（※1）この場合、児童・生徒等のマイナ保険証の提示は不要。
- なお、児童・生徒がマイナンバーカードを取得していない場合や、マイナ保険証を保有していない場合については、加入している保険者から資格確認書が交付されることとなりますが、これまで、健康保険証の写しを持参させる取扱いが一部で見られたところ、資格確認書の写し（※2）を預かっておき、医療機関・薬局に提示するといった方法により、保険診療・保険調剤を受けることも妨げられません。

（※2）資格確認書の原本は、保険者において複製等防止措置が講じられているが、この場合は、複製されたものであっても受け付けて差し支えない。
- こうした方法による確認の結果、療養の給付を受ける資格が明らかな場合には、医療機関等の窓口負担として、患者の適切な自己負担分（3割分等）のみを受領ください。

他方、やむを得ず上記のいずれによる確認も行えない場合には、一旦医療費の全額（10割）をお支払いいただき、保険者から払い戻しを受けるか、後日、資格が確認できた際に、自己負担分を超える金額について医療機関・薬局から還付を受けることが想定されます。

問2 現在、保育所、認定こども園、幼稚園においては、園児等が医療機関・薬局を受診等する必要が生じた際に備え、保険証の写しを預かっている取扱いが一部で見られるところ、令和6年12月2日以降はどのように対応すればよいか。

(答)

- 令和6年12月2日以降、健康保険証が新規発行されなくなり、マイナ保険証(健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード)によりオンライン資格確認を行うことが基本となっています。
- ただし、保育所、認定こども園、幼稚園(以下「保育所等」という。)において保護者に代わって、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等(以下「保育士等」という。)が園児等を連れて医療機関・薬局を受診等する必要が生じた際には、保育士等の管理監督の下での使用が想定され、なりすましが起こることは想定され難いことを踏まえ、
 - ・ マイナポータルに表示される被保険者資格情報のPDFファイルをあらかじめダウンロードしたもの又はその印刷物や、
 - ・ 資格情報のお知らせ又はその写しを保育所等において事前に預かっておき、保育士等が当該印刷物等を医療機関・薬局に提示するといった方法により保険診療・保険調剤を受けることも妨げられません(※1)。
(※1) この場合、園児等のマイナ保険証の提示は不要。
- 他方、保護者が園児等を医療機関・薬局に連れて行く場合には、マイナ保険証を提示いただくようお願いいたします。
- なお、園児等がマイナンバーカードを取得していない場合や、マイナ保険証を保有していない場合については、加入している保険者から資格確認書が交付されることとなりますが、これまで、健康保険証の写しを預かっていた取扱いが一部で見られたところ、資格確認書の写し(※2)を預かっておき、医療機関・薬局に提示するといった方法により、保険診療・保険調剤を受けることも妨げられません。
(※2) 資格確認書の原本は、保険者において複製等防止措置が講じられているが、この場合は、複製されたものであっても受け付けて差し支えない。
- こうした方法による確認の結果、療養の給付を受ける資格が明らかな場合には、医療機関等の窓口負担として、患者の適切な自己負担分(3割分等)のみを受領ください。
他方、やむを得ず上記のいずれによる確認も行えない場合には、一旦医療費の全額(10割)をお支払いいただき、保険者から払い戻しを受けるか、後

日、資格が確認できた際に、自己負担分を超える金額について医療機関・薬局から還付を受けることが想定されます。

別紙

➤ マイナポータル、資格情報のお知らせについて

- マイナンバーカードを用いてマイナポータルにログインすることで、当該マイナンバーカードの所有者の保険資格情報を確認することができ、マイナポータル上で「端末に保存」を押すことで PDF にてダウンロードすることができます。
- また、マイナンバーカードの健康保険証の利用登録をされている方に対しては、各保険者より「資格情報のお知らせ」を送付します。なお、「資格情報のお知らせ」については、被保険者（児童・生徒を扶養する者）の転職等により、保険者異動があるごとに各保険者が交付します。

➤ 資格確認書について

- 資格確認書は、原則、被保険者本人の申請に基づき各保険者が交付します。ただし、当面の間、マイナ保険証を保有しない方等に対しては、申請によらず各保険者が交付します。資格確認書の有効期限は 5 年以内で、各保険者が定めることとしており、当該有効期限は資格確認書中に明記されます。

(参考①) マイナポータル画面

The screenshot shows the 'My Number Portal' (マイナポータル) Health Insurance Card (健康保険証) page. At the top, there is a navigation bar with icons for 'マイナポータル 実証ベータ版' (My Number Portal Beta Version) and a bell icon. Below the navigation bar is a placeholder image of a card. The main title is '健康保険証' (Health Insurance Card). Below the title, it says 'マイナンバーカード利用' (Using My Number Card) and '登録済' (Registered). A section titled '資格情報' (Qualification Information) is shown, with a note that the information is as of December 24, 2023. It includes fields for '区分' (Category) and '被保険者資格情報' (Insured Qualification Information), both of which are currently empty ('登録なし'). A large red box highlights the 'この情報を保存' (Save this information) section, which contains text about saving the card for future visits if the chip is damaged. A button labeled '端末に保存' (Save to device) is also visible. Below this is a '関連記録' (Related Record) section for '医療費' (Medical Expenses), and a 'よくある質問' (FAQ) section.

(※) 赤枠内の「端末に保存」を押し、ダウンロードできる PDF 画面が次ページ

(参考②) マイナポータルからダウンロードできる PDF 画面

医療保険の資格情報

この画面のみでは受診できません。マイナ保険証とあわせて医療機関等の受付に提示してください。

保存日時： 2024年2月1日 時点

保険者名	XXXXXXX 健康保険組合
保険者番号	00000000
記号	1
番号	00000
枝番	00
氏名	XX XX

70歳以上の方又は後期高齢者医療の加入者

一部負担金割合	3割
有効期限	2024年7月31日

(注) マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、保存した PDF ファイルをマイナ保険証とともに医療機関等の受付に提示することで受診いただけます。なお、70歳以上の方や後期高齢者医療の加入者の方は、表示されている有効期限の到来に伴い、一部負担金割合が変更になる場合がありますので、ご留意ください。

(参考③) 資格情報のお知らせ

資格情報のお知らせ

(保険者名)

(保険者番号)

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。

また、あなたの資格情報のデータ登録が完了しましたので、マイナ保険証により医療機関等の受診が可能となります。

なお、このお知らせのみでは医療機関等を受診することはできません。

本人（被保険者）	記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎			
フリガナ	サトウ タロウ			
負担割合	3割 発効期日 令和〇年〇月〇日 有効期限 令和〇年〇月〇日			
資格取得年月日	平成〇年〇月〇日			
交付年月日	令和〇年〇月〇日			

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。

- マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら -



マイナ保険証の読み取りができない等の例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

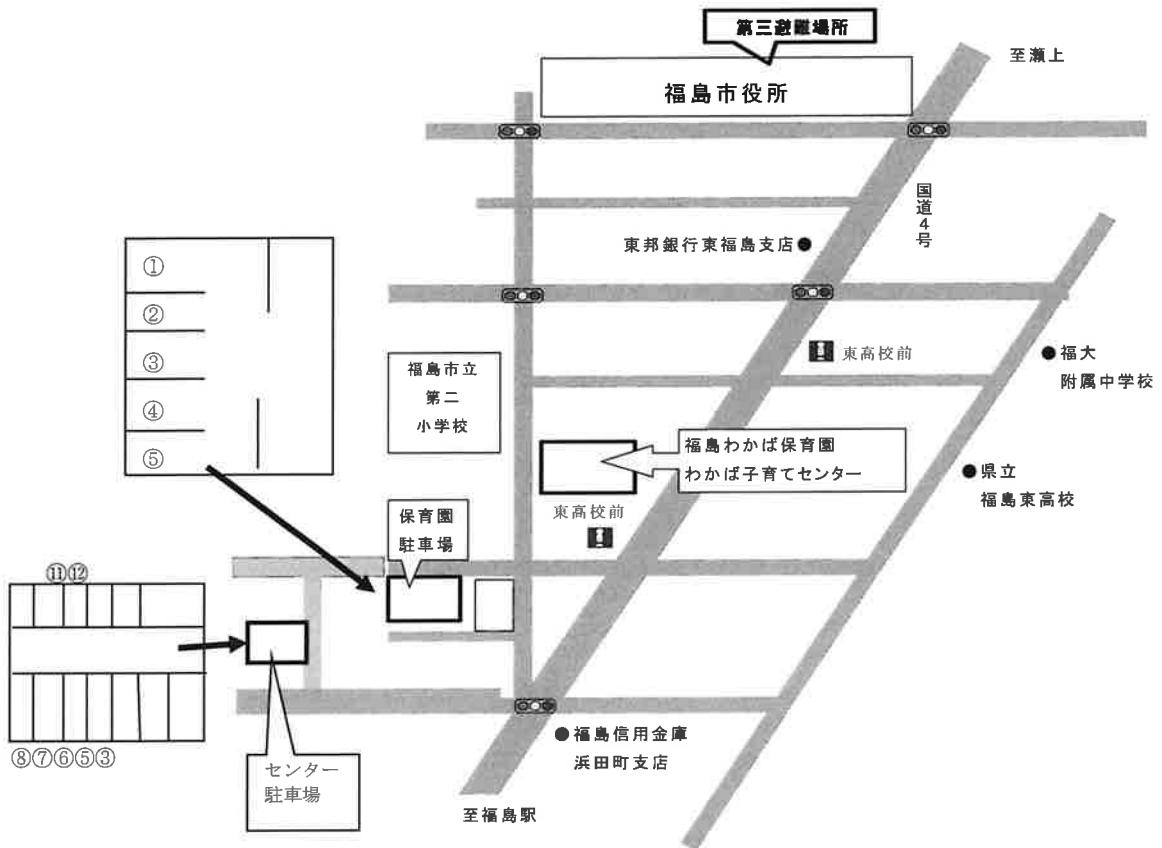
下部を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ

本人（被保険者）	令和〇年〇月〇日交付
	(保険者名)
	(保険者番号)
記号 000 番号 00000000 (枝番) 00	
氏名 佐藤 太郎	
負担割合 3割 発効期日 令和〇年〇月〇日	
有効期限 令和〇年〇月〇日	
資格取得年月日 平成〇年〇月〇日	

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

駐車場の利用について



令和7年度 年間行事予定表

★は保護者参加の行事です。

4月			5月			6月			7月			8月			9月		
1 火 逆級式	1 木		1 日			1 火			1 金			1 月			1 月		
2 水	2 金		2 月			2 水			2 土			2 火			2 火		
3 木	3 土	憲法記念日	3 火	アール開き		3 木			3 日			3 水			3 水		
4 金	★人園式		4 日	みどりの日		4 水	★はと組保育参加懇談会		4 金			4 月			4 木		
5 土	★オリエンテーション・★保護者会総会		5 月	こどもの日		5 木	歯科検診・歯みがき指導		5 土	★夏まつり		5 火			5 金		
6 日			6 火	運動休日		6 金	★うさぎ組保育参加懇談会		6 日			6 水			6 土		
7 月			7 水	交通安全教室		7 土			7 月	セタワーク(～11日)		7 木			7 日		
8 火			8 木			8 日			8 火			8 金	リトミック(5、4、3歳児)		8 月		
9 水			9 金			9 月	リトミック(5、4、3歳児)		9 水			9 土			9 火	リトミック(5、2、1歳児)	
10 木			10 土			10 火	★こじか組(音さん)保育参加懇談会		10 木			10 日			10 水		
11 金			11 日			11 水	★りす組保育参加懇談会		11 金			11 月	山の日		11 木	運動会リハーサル①	
12 土			12 月			12 木	★ごじか組(オレンジ黄色さん) 保育参加懇談会		12 土			12 火			12 金		
13 日			13 火			13 金			13 日			13 水			13 土		
14 月			14 水	尿検査		14 土			14 月			14 木			14 日		
15 火			15 木	避難訓練		15 日			15 火			15 金			15 月	敬老の日	
16 水			16 金			16 月			16 水	避難訓練		16 土			16 火		
17 木			17 土	避難訓練		17 火	乳児健診		17 木	リトミック(5、2、1歳児)		17 日			17 水	遊戲訓練	
18 金			18 日			18 水	避難訓練		18 金			18 月			18 木	運動会リハーサル②	
19 土			19 月			19 木	夏まつりリハーサル①		19 土			19 火			19 金		
20 日			20 火	リトミック(5、2、1歳児)		20 金			20 日			20 水			20 土		
21 月			21 水			21 土			21 月	海の日		21 木	避難訓練		21 日		
22 火			22 木			22 日			22 火			22 金			22 月		
23 水			23 金			23 月			23 水			23 土			23 火	秋分の日	
24 木			24 土	親子リトミック(センター)		24 火			24 木			24 日			24 水	誕生会	
25 金			25 日			25 水	誕生会		25 金			25 月			25 木	職員会議	
26 土			26 月			26 木	夏まつりリハーサル②		26 土			26 火	乳児健診		26 金		
27 日			27 火	乳児健診		27 金			27 日			27 水	誕生会		27 土	★運動会	
28 月			28 水	誕生会		28 土			28 木	親子リトミック(センター)		28 日					
29 火			29 木	★親子遠足(りす、こじか組)		29 日			29 火	乳児健診		29 金			29 月		
30 水			30 金	誕生会		30 月			30 水	誕生会		30 土			30 火	乳児健診	
			31 土	★園内清掃					31 木			31 日					

令和7年度 年間行事予定表

★は保護者参加の行事です

10月		11月		12月		1月		2月		3月	
日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	
1 水		1 土		1 月		1 木		1 日		1 日	
2 木		2 日		2 火		2 金		2 月		2 月	
3 金		3 月	文化の日	3 水		3 土		3 火	★はと組保育参加懇談会 豆まき会	3 火	ひなまつり誕生会
4 土		4 火	リトミック(5、2、1歳児)	4 木		4 日		4 水		4 水	
5 日		5 水	観劇(人形劇)	5 金		5 月		5 木		5 木	
6 月		6 木		6 土	★はと、うさぎ、りす組クリスマス会	6 火		6 金		6 金	
7 火		7 金		7 日		7 水		7 土		7 土	
8 水		8 土		8 月		8 木		8 日		8 日	
9 木		9 日		9 火		9 金		9 月		9 月	
10 金		10 月		10 水		10 土		10 火		10 火	
11 土		11 火		11 木		11 日		11 水	建国記念日	11 水	
12 日		12 水		12 金		12 月	成人の日	12 木		12 木	
13 月	スポーツの日	13 木	★こじか組クリスマス会	13 土	リトミック(5、4、3歳児)	13 火		13 金		13 金	
14 火		14 金		14 日		14 水		14 土		14 土	★満了式
15 水	リトミック(5、4、3歳児)	15 土		15 月		15 木	だんごさし	15 日		15 日	
16 木	交通安全教室	16 日		16 火	リトミック(5、4、3歳児)	16 金	リトミック(5、2、1歳児)	16 月		16 月	
17 金		17 月		17 水		17 土		17 火	乳児健診	17 火	遊鑑訓練
18 土		18 火	乳児健診	18 木	遊鑑訓練	18 日		18 水	リトミック(5、2、1歳児)	18 水	
19 日		19 水	クリスマス会リハーサル① (はと、うさぎ組)	19 金		19 月		19 木	遊鑑訓練	19 木	お別れノーベルティ
20 月		20 木	遊鑑訓練	20 土		20 火	★こじか組(青さん)保育参加懇談会	20 金		20 金	春分の日
21 火		21 金		21 日		21 水	★りす組保育参加懇談会	21 土		21 土	
22 水	遊鑑訓練	22 土		22 月		22 木	遊鑑訓練	22 日		22 日	
23 木	★朝子遠足(はと、うさぎ組)	23 日	勤労感謝の日	23 火	乳児健診	23 金		23 月	天皇誕生日	23 月	
24 金		24 月	振替休日	24 水	クリスマスパーティー・誕生会	24 土		24 火		24 火	
25 土		25 火	誕生会	25 木		25 日		25 水	誕生会	25 水	
26 日		26 水		26 金		26 月		26 木	親子リトミック(センター)	26 木	
27 月		27 木	クリスマス会リハーサル①(こじか組)	27 土		27 火	乳児健診 ★うさぎ組保育参加懇談会	27 金	リトミック(5、4、3歳児)	27 金	
28 火	内科健診	28 金		28 日		28 水	★こじか組(オレンジ、黄色さん)保育参加懇談会	28 土		28 土	
29 水	誕生会	29 土		29 月		29 木				29 日	
30 木	ハロウィンフェスティバル	30 日		30 火		30 金				30 月	
31 金	ハロウィンフェスティバル			31 水		31 土				31 火	修了式

★は保護者参加の行事です